



申告書の提出期限は **3月17日** です
よく読んで記入し申告はお早めに！

市民税・県民税 申告の手引き

申告をする人

原則として、前年中（令和6年1月1日～令和6年12月31日）に生じたすべての収入について、住所のある市区町村（令和7年1月1日現在に住民票のある市区町村）に市民税・県民税の申告書を提出しなければなりません。ただし、確定申告をする人は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。

◇令和6年分の所得税の 確定申告をする人

確定申告をする場合は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。

ただし、給与所得以外の所得が20万円以下である場合等、確定申告の対象とならない所得があった場合、市民税・県民税についてはその全額を申告する必要があります。

◇令和6年中の収入が 給与収入のみの人

原則、給与の支払者から市へ給与支払報告書が提出されますので、申告する必要はありません。※ただし、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人は申告が必要ですので、勤務先に提出の有無を確認してください。

年末調整していない控除や年末調整できない控除（医療費控除等）を受ける人は申告してください。

また、2カ所以上から給与の支払を受けた人は、原則、申告が必要です。

申告に必要なもの

1. 申告書
2. 昨年中の収入がわかる書類
令和6年1月～令和6年12月に確定した収入金額がわかるもの。
※ 詳細は右ページをご覧ください。
3. 所得控除に必要な書類（裏ページをご覧ください）
※ 医療費控除については、事前に領収書を集計し、「医療費控除の明細書」を作成して提出する必要があります。領収書のみでの受付は出来ません。
明細書の様式は、市のホームページ又は市民税課窓口にあります。
4. 本人確認書類（番号確認と身元確認ができるもの）
申告書への「マイナンバーの記載」および「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

◇令和6年中の収入が 公的年金収入のみの人

原則、年金の支払者から市へ公的年金支払報告書が提出されますので、申告する必要はありません。年金天引き以外の社会保険料控除や年金支払者に報告していない扶養控除を受ける人、源泉徴収票にない控除（医療費控除等）を受ける人は申告してください。

◇令和6年中に 課税対象の収入がなかった人

遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人や、無収入の人は市民税・県民税の申告が必要です。申告書裏面の右下「収入がなかった方の記載欄」を記入してください。
※ 申告書の提出に代えて、電話による申告もできます。

忘れずに申告を

申告は市民税・県民税の税額計算だけでなく、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の適正な計算や、児童手当をはじめ手当・補助金を受ける時などにも必要です。

例年、申告を忘れていたために次のようなトラブルが起きていますので、提出期間内に申告を済ませましょう。

- ・課税証明書が発行できない。
- ・国民年金保険料の免除が受けられないことがある。
- ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減や、高額療養費などの制度が正しく受けられない。

◆問い合わせ先◆

木更津市役所 市民税課 0438-23-8571・8574（直通）

◇市民税・県民税の申告書の郵送先
〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号
木更津市役所朝日庁舎

◇所得税の確定申告については・・・
国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901
（平日8:30～17:00）

収入、所得

☆ 申告書裏面にも記入・添付してください

★ 分離譲渡所得・先物取引による所得・山林所得のある人は税務署へご相談ください

種 類		内 容	所得金額の計算方法 ・ 必要な物（基本的には収入・経費のわかるもの）	申告書表面への記入欄																																																											
				収入	所得																																																										
事業	営業等	商業・漁業・工業・サービス業などの自営業から生ずる所得	所得＝総収入金額－必要経費－事業専従者（※）控除額 ※ 事業専従者とは、同じ生計の配偶者や15歳以上の親族で、その事業に6カ月以上専ら従事している人のこと。 控除額は①と②の低いほうの金額 ① 50万円（配偶者は86万円） ②（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（事業専従者の数＋1） ・ 帳簿など収支明細のわかる書類・収支内訳書	ア	①																																																										
	農 業	農産物の生産・果樹の栽培・農家が兼業する家畜類の飼育などから生ずる所得		イ	②																																																										
不 動 産		地代・家賃など		ウ	③																																																										
利 子		公債・社債・預貯金などの利子 ※ 昭和63年4月1日以後に支払いを受けるべき利子等については申告する必要がありません。	所得＝収入金額	エ	④																																																										
配 当		株式・出資の配当など ※ 一定の上場株式等で税金が源泉徴収される配当等については「申告分離課税」又は「申告不要」を選択することもできます。	所得＝収入金額－株式などの元本取得のために借り入れた負債の利子	オ	⑤																																																										
給 与		給料・賃金・賞与など ※ サラリーマンなどの給与所得者の場合は、必要経費の概算控除として「給与所得控除額」が給与の年収額に応じて定められています。	所得＝下表のとおり ・ 源泉徴収票（無ければ給与明細などわかるもの） <table><tr><th colspan="2">給与収入の金額（A）</th><th colspan="2">給与所得の金額</th></tr><tr><td colspan="2">～ 550,999 円</td><td colspan="2">0 円</td></tr><tr><td colspan="2">551,000 円～1,618,999 円</td><td colspan="2">A－550,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">1,619,000 円～1,619,999 円</td><td colspan="2">1,069,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">1,620,000 円～1,621,999 円</td><td colspan="2">1,070,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">1,622,000 円～1,623,999 円</td><td colspan="2">1,072,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">1,624,000 円～1,627,999 円</td><td colspan="2">1,074,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">1,628,000 円～1,799,999 円</td><td>A ÷ 4</td><td>B×2.4＋100,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">1,800,000 円～3,599,999 円</td><td>↓端数切り捨て B： ,000 円</td><td>B×2.8－ 80,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">3,600,000 円～6,599,999 円</td><td></td><td>B×3.2－440,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">6,600,000 円～8,499,999 円</td><td colspan="2">A×0.9－1,100,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">8,500,000 円～</td><td colspan="2">A－1,950,000 円</td></tr></table>	給与収入の金額（A）		給与所得の金額		～ 550,999 円		0 円		551,000 円～1,618,999 円		A－550,000 円		1,619,000 円～1,619,999 円		1,069,000 円		1,620,000 円～1,621,999 円		1,070,000 円		1,622,000 円～1,623,999 円		1,072,000 円		1,624,000 円～1,627,999 円		1,074,000 円		1,628,000 円～1,799,999 円		A ÷ 4	B×2.4＋100,000 円	1,800,000 円～3,599,999 円		↓端数切り捨て B： ,000 円	B×2.8－ 80,000 円	3,600,000 円～6,599,999 円			B×3.2－440,000 円	6,600,000 円～8,499,999 円		A×0.9－1,100,000 円		8,500,000 円～		A－1,950,000 円		カ	⑥										
給与収入の金額（A）		給与所得の金額																																																													
～ 550,999 円		0 円																																																													
551,000 円～1,618,999 円		A－550,000 円																																																													
1,619,000 円～1,619,999 円		1,069,000 円																																																													
1,620,000 円～1,621,999 円		1,070,000 円																																																													
1,622,000 円～1,623,999 円		1,072,000 円																																																													
1,624,000 円～1,627,999 円		1,074,000 円																																																													
1,628,000 円～1,799,999 円		A ÷ 4	B×2.4＋100,000 円																																																												
1,800,000 円～3,599,999 円		↓端数切り捨て B： ,000 円	B×2.8－ 80,000 円																																																												
3,600,000 円～6,599,999 円			B×3.2－440,000 円																																																												
6,600,000 円～8,499,999 円		A×0.9－1,100,000 円																																																													
8,500,000 円～		A－1,950,000 円																																																													
雑	公 的 年 金 等	国民年金・厚生年金・共済年金・恩給など ※ 遺族年金や障害年金は非課税です。	所得＝下表のとおり ・ 公的年金の源泉徴収票 <table><tr><th colspan="5">公的年金等雑所得速算表</th></tr><tr><th rowspan="3">年金受給者の 年 齢</th><th rowspan="3">公的年金等の 収入金額</th><th colspan="3">公的年金等雑所得の金額</th></tr><tr><th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th>1,000万円以下の場合</th><th>1,000万円を超え 2,000万円以下の場合</th><th>2,000万円を超える場合</th></tr><tr><td rowspan="5">65歳以上 (昭和35年1月1日以前に生まれた人)</td><td>330万円未満</td><td>収入－1,100,000円</td><td>収入－1,000,000円</td><td>収入－900,000円</td></tr><tr><td>330万円以上 410万円未満</td><td>収入×0.75－275,000円</td><td>収入×0.75－175,000円</td><td>収入×0.75－75,000円</td></tr><tr><td>410万円以上 770万円未満</td><td>収入×0.85－685,000円</td><td>収入×0.85－585,000円</td><td>収入×0.85－485,000円</td></tr><tr><td>770万円以上 1,000万円未満</td><td>収入×0.95－1,455,000円</td><td>収入×0.95－1,355,000円</td><td>収入×0.95－1,255,000円</td></tr><tr><td>1,000万円以上</td><td>収入－1,955,000円</td><td>収入－1,855,000円</td><td>収入－1,755,000円</td></tr><tr><td rowspan="5">64歳以下 (昭和35年1月2日以降に生まれた人)</td><td>130万円未満</td><td>収入－600,000円</td><td>収入－500,000円</td><td>収入－400,000円</td></tr><tr><td>130万円以上 410万円未満</td><td>収入×0.75－275,000円</td><td>収入×0.75－175,000円</td><td>収入×0.75－75,000円</td></tr><tr><td>410万円以上 770万円未満</td><td>収入×0.85－685,000円</td><td>収入×0.85－585,000円</td><td>収入×0.85－485,000円</td></tr><tr><td>770万円以上 1,000万円未満</td><td>収入×0.95－1,455,000円</td><td>収入×0.95－1,355,000円</td><td>収入×0.95－1,255,000円</td></tr><tr><td>1,000万円以上</td><td>収入－1,955,000円</td><td>収入－1,855,000円</td><td>収入－1,755,000円</td></tr></table>	公的年金等雑所得速算表					年金受給者の 年 齢	公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得の金額			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合	65歳以上 (昭和35年1月1日以前に生まれた人)	330万円未満	収入－1,100,000円	収入－1,000,000円	収入－900,000円	330万円以上 410万円未満	収入×0.75－275,000円	収入×0.75－175,000円	収入×0.75－75,000円	410万円以上 770万円未満	収入×0.85－685,000円	収入×0.85－585,000円	収入×0.85－485,000円	770万円以上 1,000万円未満	収入×0.95－1,455,000円	収入×0.95－1,355,000円	収入×0.95－1,255,000円	1,000万円以上	収入－1,955,000円	収入－1,855,000円	収入－1,755,000円	64歳以下 (昭和35年1月2日以降に生まれた人)	130万円未満	収入－600,000円	収入－500,000円	収入－400,000円	130万円以上 410万円未満	収入×0.75－275,000円	収入×0.75－175,000円	収入×0.75－75,000円	410万円以上 770万円未満	収入×0.85－685,000円	収入×0.85－585,000円	収入×0.85－485,000円	770万円以上 1,000万円未満	収入×0.95－1,455,000円	収入×0.95－1,355,000円	収入×0.95－1,255,000円	1,000万円以上	収入－1,955,000円	収入－1,855,000円	収入－1,755,000円	キ	⑦
		公的年金等雑所得速算表																																																													
		年金受給者の 年 齢	公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得の金額																																																											
				公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																											
				1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合																																																									
65歳以上 (昭和35年1月1日以前に生まれた人)	330万円未満	収入－1,100,000円	収入－1,000,000円	収入－900,000円																																																											
	330万円以上 410万円未満	収入×0.75－275,000円	収入×0.75－175,000円	収入×0.75－75,000円																																																											
	410万円以上 770万円未満	収入×0.85－685,000円	収入×0.85－585,000円	収入×0.85－485,000円																																																											
	770万円以上 1,000万円未満	収入×0.95－1,455,000円	収入×0.95－1,355,000円	収入×0.95－1,255,000円																																																											
	1,000万円以上	収入－1,955,000円	収入－1,855,000円	収入－1,755,000円																																																											
64歳以下 (昭和35年1月2日以降に生まれた人)	130万円未満	収入－600,000円	収入－500,000円	収入－400,000円																																																											
	130万円以上 410万円未満	収入×0.75－275,000円	収入×0.75－175,000円	収入×0.75－75,000円																																																											
	410万円以上 770万円未満	収入×0.85－685,000円	収入×0.85－585,000円	収入×0.85－485,000円																																																											
	770万円以上 1,000万円未満	収入×0.95－1,455,000円	収入×0.95－1,355,000円	収入×0.95－1,255,000円																																																											
	1,000万円以上	収入－1,955,000円	収入－1,855,000円	収入－1,755,000円																																																											
業 務	事業と称するに至らない程度の営利を目的とした継続的行為から生じた所得 (例) 著作権の使用、講演料等 など	所得＝収入金額－必要経費 ・ 支払調書	ク	⑧																																																											
その他	他の所得に当てはまらないもの (例) 生命保険の年金（年金保険）・原稿料 など		ケ	⑨																																																											
総合課税 される譲渡		資産の譲渡による所得で所有期間5年以内は短期譲渡、所有期間5年超は長期譲渡 ※ 株式・土地・建物等の譲渡所得は、分離課税となります。	所得＝収入金額－（資産の取得費＋譲渡費用）－特別控除額（最高50万円） （長期譲渡所得は、その2分の1が他の所得に合算されます。）	総合課税される譲渡所得や一時所得の記入方法については、市役所におたずねください																																																											
一 時		(例) 生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、競馬などの払戻金、クイズの当選金など	所得＝収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円） （2分の1が他の所得に合算されます。）																																																												

控除

☆ 市民税・県民税と所得税の所得控除額は異なるものがあります。今後、税制改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。

所得控除は、扶養している家族の状況や、災害や病気などによる出費が多額にあるなど、その人の個人的事情に応じた税負担となるよう所得金額から差し引くものです。

控除の種類		控 除 に 該 当 す る ケ ー ス			控 除 額		申 告 に 必 要 な 物		申告書への記入欄		
社会保険料		令和6年中に、 ・あなたやあなたと同じ生計の親族が負担すべき社会保険料を、あなたが支払った場合（あなた名義の口座からの引き落とし含む） ・あなたの給与や年金から天引きされた場合 ◇国民健康保険税 ◇後期高齢者医療保険料 ◇介護保険料 ◇国民年金保険料			▶ 支払った（引き落とされた）金額 ▶ 天引きの全額 ※ 同じ生計の親族の年金から天引きされたものは、あなたの控除対象にはなりません。		・領収書 ・国民年金保険料は「社会保険料（国民年金）控除証明書」 ※ すでに年末調整でこの控除を受けている場合は不要		⑬		
小規模企業共済等掛金		令和6年中に、小規模企業共済制度に基づく掛金等を支払った場合			支払った金額		・証明書		⑭		
生命保険料		令和6年中にあなたやあなたと同じ生計の親族のために、あなたが支払った生命保険契約等の保険料・掛金 ◇区分の種類 ◇各区分ごとの控除額の求め方			下の3つの区分ごとに控除額を計算し、合計したものが最終的な控除額となる ☆ 最高 70,000 円 ◇計算式（小数点以下は切り上げ）		・保険会社等が発行する控除証明書 ※ すでに年末調整でこの控除を受けている場合は不要		⑮		
		契約の区分	旧契約 (平成23年12月31日以前)のみ	新契約 (平成24年1月1日以降)のみ	両方ある場合	A	支払った保険料 (a) ～15,000円	生命保険料控除額 (a) の全額	B	支払った保険料 (b) ～12,000円	生命保険料控除額 (b) の全額
		一般生命保険料 (旧・新)	① Aの計算式から計算した控除額 (上限 35,000 円)	② Bの計算式から計算した控除額 (上限 28,000 円)	ア. ①と②の合計 (上限28,000円) イ. ① (上限35,000円) ※ アとイで金額が高い方を選択		15,001円～40,000円	(a)×1/2+ 7,500 円		12,001円～32,000円	(b)×1/2+ 6,000 円
		個人年金保険料 (旧・新)					40,001円～70,000円	(a)×1/4+17,500 円		32,001円～56,000円	(b)×1/4+14,000 円
		介護医療保険料 (新のみ)					70,001円～	35,000 円		56,001円～	28,000 円
地震保険料		損害保険契約等に係る地震などの損害部分の保険料・掛金を、令和6年中にあなたが支払った場合 ☆ 長期損害保険料は廃止になりましたが、経過措置で一定の控除が受けられます。 ◇地震保険料 ◇(旧)長期損害保険料 …平成18年までに契約した長期損害保険のうち、満期返金のあ る10年以上の契約で、その後、契約変更していないもの。			・Aの契約とBの契約の支払いがある場合はAとBの合計額 ☆最高 25,000 円 ・1つの契約でBにAが付帯されているものは、AかBのどちらか一方を適用		・保険会社等が発行する控除証明書 ※ すでに年末調整でこの控除を受けている場合は不要		⑯		
		保険料の区分	支払った保険料 (c)	地震保険料控除額	B 支払った保険料が (旧)長期損害保険料のみ	支払った保険料 (d)	地震保険料控除額				
		A 支払った保険料が地震保険料のみ	～50,000円	(c) × 1/2		～5,000円	(d) の全額				
			50,001円～	25,000 円		5,000円～ 15,000円	(d) × 1/2 + 2,500 円				
						15,001円～	10,000 円				
本人該当	寡婦・ひとり親	寡 婦	夫と死別または生死不明		いずれも令和6年中の合計所得 500 万円以下 再婚・事実婚している場合は対象外	260,000 円	「★生計を一にする子」とは、総所得金額等が48万円以下で、他の人に扶養されていない子のこと。		⑰⑱		
	ひとり親	ひとり親	夫と死別・離婚・生死不明かつ、子以外の扶養親族がいる			260,000 円					
	勤労学生		婚姻歴・性別問わず、★生計を一にする子がいる			300,000 円					
学校教育法等に基づく学校の生徒 ※ 合計所得金額が75万円を超える人や、自己の勤労によらない所得が10万円を超える人は対象外						260,000 円		・学校が交付する証明書（学生証など） ※ すでに年末調整でこの控除を受けている場合は不要		⑲	
が扶養する本人族や	申告者本人族	障害者	障害者の各種手帳を持っている人や、市長が障害者控除対象者として認定した人 扶養している親族等に対象者がいる場合は、扶養（配偶者）控除とは別にこの控除も受けられます。 特別障害者 … 障害者のうち、重度の障害のある次のような人 ◇身体障害者手帳 1・2 級 ◇精神障害者保健福祉手帳 1 級 ◇療育手帳 マルA、A 1・A 2 級 あなたが扶養している特別障害者があなた又はあなたの配偶者若しくはあなたと生計を一にするその他の親族と同居している場合			260,000 円／人 300,000 円／人 530,000 円／人		・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・要介護者の「障害者控除対象者認定証明書」		⑳	
扶養親族	配偶者	同じ生計のあなたの妻（夫）で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の人 ※ 内縁関係は含まれません。		一般 老人（昭和30年1月1日以前生まれ）	表1のとおり				㉑		
	同一生計配偶者	同じ生計のあなたの妻（夫）で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の人 ※ あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合に適用されます。			控除対象外						
	配偶者特別	同じ生計のあなたの妻（夫）で、令和6年中の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の人 ※ あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合はこの控除は受けられません。			表1のとおり				㉒		
	扶 養	同じ生計のあなたの親族（六親等内の血族と三親等内の姻族）で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の人 ・事業専従者や他の人に扶養されている人を除く。 ・別居している扶養親族については、申告書裏面「12 別居の扶養親族に関する事項」に住所を記入してください。			年少（平成21年1月2日～令和6年12月31日生まれ） 一般 特定（平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ） 老人（昭和30年1月1日以前生まれ） 老人のうち、同居している親等	控除対象外 330,000 円／人 450,000 円／人 380,000 円／人 450,000 円／人			㉓		
基礎		令和6年中の合計所得金額が2,500万円以下の申告者			表2のとおり				㉔		
雑 損		あなたやあなたと同じ生計の親族が、災害（地震・火災・水害など）・盗難・横領によって住宅や家財に損害を受けた場合			次のいずれか多い方の金額 ①（損害額－保険金等による補てん額）－総所得金額等×10％ ②（損害額のうち災害関連支出の金額－保険金等による補てん額）－5万円		・関係書類（り災証明書など） ・災害関連支出（復旧費等）の領収書など		㉕		
どちらか一方を選択	従 来 の医療費控除	あなたやあなたと同じ生計の親族が、令和6年中に支払った医療費が多額の場合（治療に必要な場合に限る）			支払った医療費－保険金等による補てん額－総所得金額等の5%（上限10万円） ☆ 最高 200 万円		・医療費控除の明細書		㉖		
	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	あなたが令和6年中に健康の維持増進および疾病の予防への一定の取組（※）を行い、特定一般用医薬品を購入した場合 ※◇保険者が実施する健康診査 ◇市町村が行う健康診査 ◇予防接種 ◇勤務先が実施する定期健康診断 ◇特定健康診査、特定保健指導 ◇市町村が実施するがん検診			特定一般用医薬品購入費－保険金等による補てん額－12,000 円 ☆ 最高 88,000 円		・セルフメディケーション税制の明細書		㉗		

税の改正ポイント

国外居住親族に係る扶養控除の見直し

30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族で、次のいずれにも該当しない者については、扶養対象親族と非課税限度額を算定するための扶養親族から除外することとなりました。

- ・留学により国外居住となった者
- ・障がい者
- ・納税義務者から前年中に生活費または教育費に充てる目的で年 38 万円以上の金銭を受け取っている者

配偶者控除・配偶者特別控除

※ 納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合、配偶者控除の適用はありません。

※ 事業専従者や他の人に扶養されている人を除く。

（表 1）

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	900万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33 万円	22 万円	11 万円
	老人（昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた方）	38 万円	26 万円	13 万円
配偶者の合計所得金額	48万円超 95万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	95万円超 100万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	100万円超 105万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105万円超 110万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110万円超 115万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115万円超 120万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120万円超 125万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125万円超 130万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130万円超 133万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

基礎控除額

（表 2）

合計所得金額	基礎控除
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	0 円